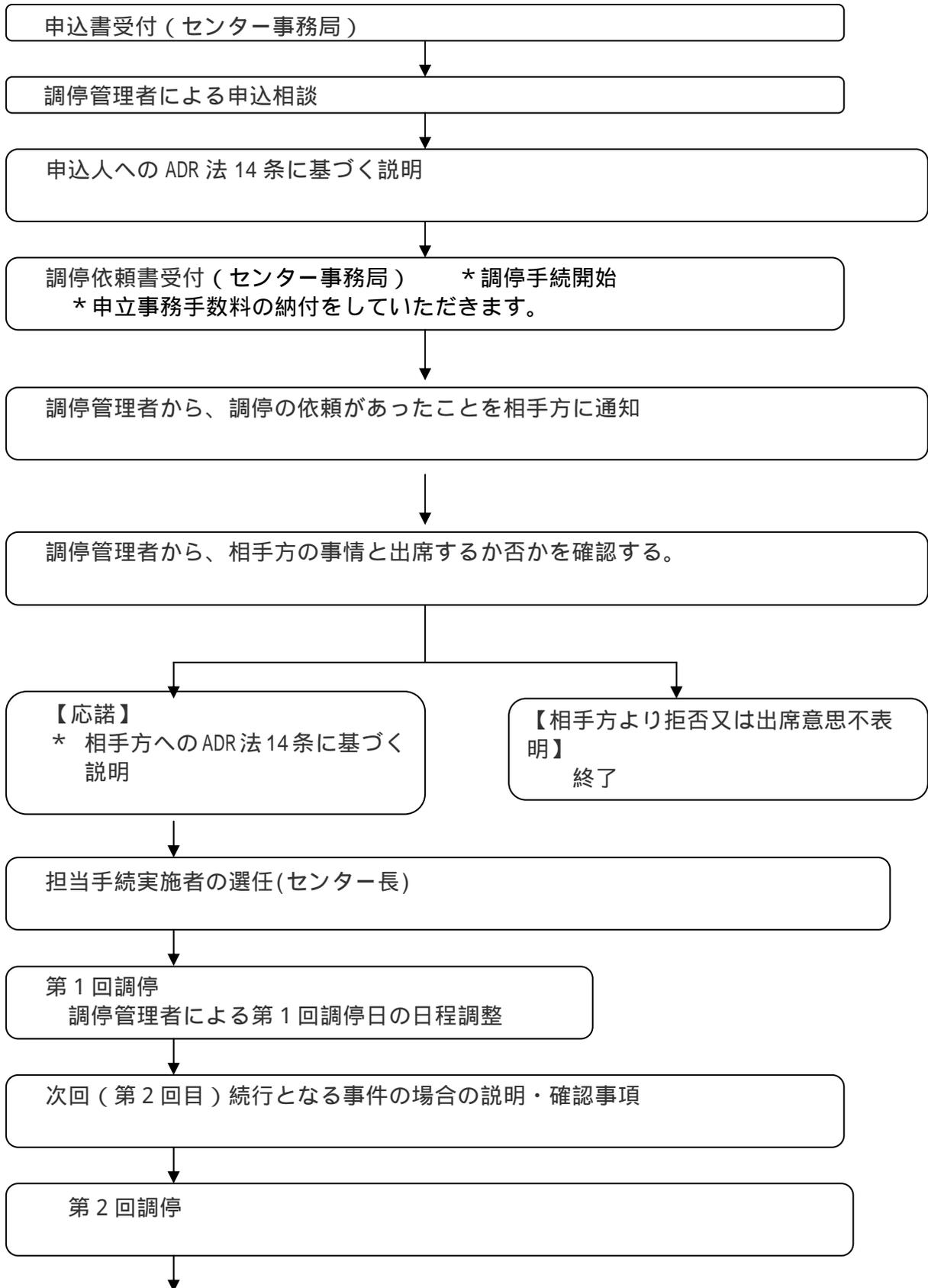
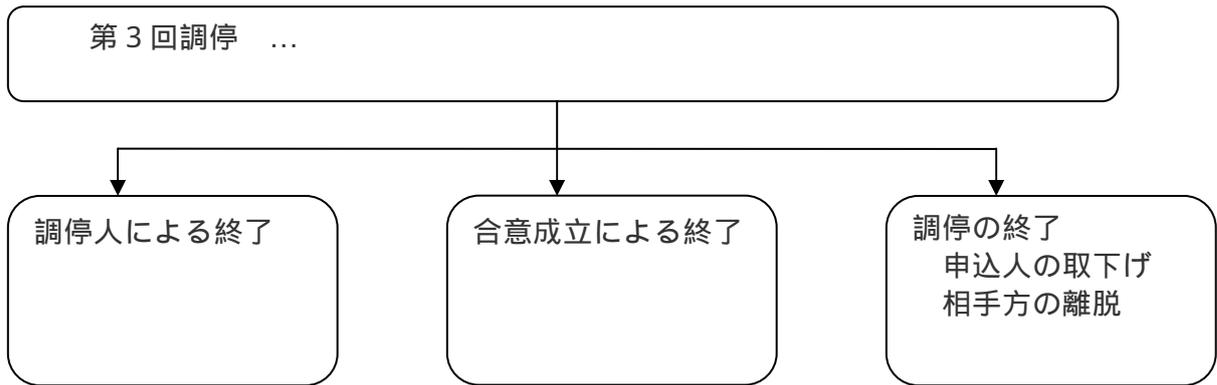


< 調停の進行について >





< 調停管理者について >

「調停管理者」とは、利用者の方に、当センターをご利用頂くにあたり必要な説明・案内をする者です。

具体的には、

- 申しいただいた方からの申込相談員を受けること
- 申しいただいた方及び相手方へ調停手続を説明すること
- 申しいただいた方及び相手方から事案の概要を伺うこと
- 調停依頼書の作成をお手伝いすること
- 相手方として、ご利用頂く方への通知及びご案内
- 第1回目の話し合いの日程調整及び必要書類等のご案内
- その他、調停手続に関するご案内

をいたします。

利用者の皆様は、手続終了まで、ご不明なことは調停管理者にご相談下さい。